

## 外部評価委員会 規約

名城大学理工学部環境創造学科に外部評価委員会を置く。外部評価委員会の活動については、以下のように定める。

1. **委員会の目的**; 本委員会の目的は、環境創造学科に対する社会の要請を聞き、その評価結果を教育プログラムに反映させることにある。外部評価委員会による評価結果は、教室会議に諮り検討するものとする。
2. **委員会の構成**; 委員会の構成は、環境行政や業界で活躍する有識者、および大学、高等専門学校等の高等教育機関で教育研究に携わる学識経験者など、数名をもって構成し、学科長が委嘱した委員とする。委員長は互選とする。オブザーバーとして学科所属の教員3名が陪席することができる。
3. **委員の任期**; 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、事情があれば交代または退任も可とする。
4. **委員会の開催**; 委員会は2年に1回のほか必要に応じて開催する。開催日は委員長が各委員の、日程調整の上、決める。
5. **委員会の協議内容**; 委員会における協議内容は、教育プログラムによる実績の評価と指摘事項、教育点検・改善システムに対する指摘事項、社会の環境動向を踏まえた教育内容の提案などとする。
6. **委員会の記録**; 委員会議事録は毎回記録し、学科事務室に保管するとともに、開示する。

付則;

- 1) この規約は平成19年4月1日よりこれを施行する。
- 2) 本規約の第4項および第5項は平成21年6月18日に改定しこれを施行する。